

○中空知衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する規則

昭和44年10月13日
規則 第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、中空知衛生施設組合の職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類等)

第2条 特殊勤務手当は、火葬業務手当とし、火葬場の業務に従事する職員に対し、月額 5,550円を支給する。

(手当の減額)

第3条 前条の規定による火葬業務手当の支給を受ける職員が、一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年滝川市条例第21号)第25条に規定する祝日法による休日等及び同条に規定する年末年始の休日等並びに滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年滝川市条例第10号)第12条に規定する年次有給休暇並びに組合長が特に認めた日以外において勤務をしなかったとき又は特殊勤務を命ぜられた、若しくはその勤務を解かれたときは、その月の現日数から同条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により減額して当該特殊勤務手当を支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年6月20日規則第1号)

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月11日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条第1項は昭和48年4月1日から適用し、第2条第4号は昭和49年1月1日から適用する。

附 則(昭和49年12月2日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年9月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年7月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

附 則(昭和54年12月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年5月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年12月22日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年8月1日から適用する。

附 則(平成4年5月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月7日規則第5号）

この規則は、平成13年12月7日から施行する

附 則（平成17年3月29日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。